

**平成29年 藤枝市議会6月定例会**

**建設経済環境委員会委員長報告書**

**(議案審査)**

**平成29年6月29日**

**[本 会 議]**

建設経済環境委員会に付託されました、議案2件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第67号議案「平成29年度藤枝市一般会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案「建設工事委託協定の締結について（藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事）」について申し上げます。

初めに、「これまでの公共下水道根幹的施設の工事請負について、すべて日本下水道事業団が受注してきた。今回も競争入札は実施されず、地方自治法施行令に基づく随意契約となっているが、厳密には、その要件に該当しないと考えるがどうか。伺う」との質疑があり、

これに対して「今回の委託協定は工事請負にかかるものだけでなく、設計、業者の選定、現場監督、会計検査の対応など一連の業務を対象としており、一括して的確に遂行できる事業者は、日本下水道事業団のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、委託協定を締結するものである。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、「昭和56年の浄化センター建設当時から現在まで17回にわたって、すべて日本下水道事業団と随意契約を結んでおり、これまでに179億833万円という巨額の資金を使っている。地方自治法施行令における随意契約に当てはまる要件はなく、違法であることから反対である。」という討論がありました。

次に、「当該工事は、稼働中の施設を調整しながら設計・施工をしなければならず、また、組織や定員の効率的配置の面から専門職員の確保も難しく、市職員による直接施工は厳しい状況である。日本下水道事業団へ発注することで、設計や施工及び監理における、市職員の負担が軽減され、経費節減対策の面からもメリットが大きい。地方自治法施行令に基づく随意契約は適切であり、協定の締結には賛成である。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。